

# News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2022  
September  
Vol.209



## 発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330  
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

## II DX と Plaza-i

### はじめに

経済産業省の「DX レポート」を参考に、DX の概要や DX と Plaza-i の関係について整理してみたいと思います。

### DX とは

DX とは、Digital Transformation を略したものであることは、皆さまも既にご存知だと思います。DX のことを何となく理解されている方は多いと思いますが、きちんとした定義までは分からない方がほとんどだと思いますので、最初に、経済産業省の DX の定義をご紹介します。経済産業省では、「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX 推進ガイドライン)」の中で、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。

経済産業省は「DX レポート」を 2018 年 9 月に公表しています。同レポートでは、バリューアップ (サービスの創造・革新) といった戦略的な攻めの IT 投資の必要性を説明しています。しかし、最新の「DX レポート 2.2」(令和 4 年 7 月)によると、現状ではラン・ザ・ビジネス (現行ビジネスの運用・維持) のための効率化・利便性の向上といった守りの IT 投資が約 8 割であり、DX レポートが最初に公表されたときから大きな変化が無い点を指摘しています。本格的な DX に入り込めている企業は少数派、というのが現実のようです。

## Contents

- ・ [DX と Plaza-i](#)
- ・ [日本は企業も長寿](#)
- ・ [経費報告を電子化](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [インボイス制度法人税法上の取扱いの留意点](#)
- ・ [国境を越えたりリモートワークの源泉徴収](#)

経済産業省は「DX レポート 2 中間取りまとめ (概要)」の中で、DX の構造を 3 段階に分けて説明しています。1 段階目はデジタイゼーション (単純自動化)、2 段階目はデジタルライゼーション (高度化)、3 段階目はデジタルトランスフォーメーションです。デジタイゼーションでは、アナログ・物理データをデジタルデータ化します。デジタルライゼーションでは、個別の業務・製造プロセスをデジタル化します。デジタルトランスフォーメーションでは、組織横断/全体の業務・製造プロセスのデジタル化や”顧客起点の価値創出”のための事業やビジネスモデルの変革を行います。この 3 段階は、必ずしも 1 段階目から順に実施を検討するものではないそうです。

「企業 IT 動向調査報告書 2022」(JUAS) の図表「DX 推進の取組実施状況」の中で、上記の 3 段階に対して、具体的な取組内容として次の 7 項目が示されています。デジタイゼーションとしては、「①老朽化したシステムのモダナイゼーション」「②ワークスタイルの変化に伴う、コミュニケーションツールの展開」「③紙媒体で管理されている情報の電子データ化」があります。デジタルライゼーションとしては「④分散したデータの統合やその戦略的活用」「⑤デジタルツール (IoT や AI 等) による業務オペレーションの高度化」があります。DX としては「⑥お客様への新たな価値の創造 (新たな顧客サービス、事業分野等)」「⑦ビジネスプロセスの標準化や刷新」があります。

Plaza-i のような ERP の範囲外の項目もありますが、上記の 3 段階の中で Plaza-i が対応できることも多くありますので、その具体例を次ではご説明します。

### デジタイゼーションの例

最初に、デジタイゼーションの内、「①老朽化したシステム

の「モダナイゼーション」の例をご説明します。Plaza-i は、カスタマイズしても老朽化しない ERP です。但し、バージョンアップの定期的な実施が前提となりますので、長い間、バージョンアップを行っていない場合は、バージョンアップを実施して下さい。また、ERP 自体は老朽化しませんが、ERP が稼働しているプラットフォームは老朽化します。特に、OS の保守が終了してしまうような場合は、早めに新しい OS に移行して下さい。OS のサポート終了間際は移行希望のお客様で混みあいますし、最近では半導体不足等の影響により、欲しいときにサーバーなどが手に入らず、調達に長期間を要する場合があります。保守切れの OS を利用し続けることにより、セキュリティホールを突破口としてサイバー攻撃されてサーバーがダウンする、情報が漏洩・消失する、といったような業務や経営に大きな影響を与える重大なリスクが潜んでいる点を認識しておく必要があります。

「②ワークスタイルの変化に伴う、コミュニケーションツールの展開」については、弊社でも利用しているマイクロソフト社の Teams などのツール利用のことでお思いますので、Plaza-i の範囲外となります。

「③紙媒体で管理されている情報の電子データ化」については、最近ですと、電子帳簿保存法対応があります。PDF で入手した請求書を Plaza-i のファイル添付機能によりデータとして保存することで、紙の保存から電子データによる保存に切り替えることができます。その他、支払処理を手作業で行っている場合は APS 債務管理を導入する、固定資産台帳をエクセルで管理している場合は FAS 固定資産を導入する、更に、SVC サービス業販売管理・SOE 販売管理・PRJ プロジェクト管理を導入して受注や発注情報までデータ化を進める、といったように、Plaza-i の利用範囲を広げてデジタルデータ化を進めることができます。

### デジタルライゼーションの例

次に、デジタルライゼーションの例をご説明します。「④分散したデータの統合やその戦略的活用」としては、Plaza-i データの活用となります。Plaza-i は財管一致を実現できる ERP です。データを活用するにあたって、例えばセグメント情報などの必要なデータが揃っていない場合は、ユーザ定義コードを利用してデータを ERP に集約する必要があります。また、データがあってもぴったりの帳票や照会画面が無い場合は、カスタマイズを検討するか、Plaza-i からデータを取得して見たい形に集計することになります。Plaza-i はテーブル情報を全て公開し、ユーザーズガイドで各画面や帳票から入出力しているテーブル名が分かるようになっていきますし、ユーザ管理システムのテーブルコントロールマスターで、各テーブルのフィールド情報も確認できるようになっていますので、データ活用がしやすいシステムになっています。

「⑤デジタルツール (IoT や AI 等) による業務オペレーションの高度化」は Plaza-i の範囲外ですが、例えば、RPA で Plaza-i のオペレーションを高度化しているお客様もいます。

### デジタルトランスフォーメーションの例

最後に、デジタルトランスフォーメーションの例です。「⑥お客様への新たな価値の創造 (新たな顧客サービス、事業分野等)」は、まさに Plaza-i がお手伝いできる分野です。例えば、新事業では今までとは違う ERP に対する業務要件が発生した場合でも、Plaza-i の豊富な機能を利用する、カスタマイズする、といったように柔軟に対応することで新

事業を支えることができます。その他、新たなサービスで利用しているシステムと Plaza-i でデータ連携等ができる場合もあると思いますので、データ連携の必要性は検討するようにして下さい。

「⑦ビジネスプロセスの標準化や刷新」は、昔から BPR (ビジネスプロセス・リエンジニアリング) として ERP の導入目的とされることもありますが、短いシステム導入期間で新システムの操作等を覚えなれないといけなく、様々なデータを移行しないといけなく、短期間でそこまで踏み込める会社はほとんど無い、というのが現実だと思います。単にビジネスモデルや業務を整理すれば良いだけではなく、社内の様々な人と調整して協力してもらう必要があるからです。そこで、システム導入が落ち着いて Plaza-i の機能や特徴に対する理解が進んだ今だからこそ、ビジネスプロセスの標準化や刷新について、時間をかけて進めてみることを検討してみるのはいかがでしょうか。もしかしたら、導入時は Plaza-i に存在しなかった新機能を利用することで、当時は難しかったけれども今なら実現できることがあるかもしれません。パッケージの機能が増え続けるのに、バージョンアップをすれば新機能を利用できてしまう点は、ワンソースの Plaza-i だからこそできることです。DX を進めるのにぴったりな基盤となる ERP は既にありますので、DX へ向けて何をすべきかを十分に考え、実行していくことで、他社よりも先に進むことができるのではないかと考えております。

## II 日本は企業も長寿

### 世界の長寿企業の半数を日本が占める

厚生労働省によると、2021 年の日本人の平均寿命は男性が 81.47 歳で世界 3 位、女性が 87.57 歳で同 1 位。長寿国と言われる日本だが、企業においても日本は長寿が多い様だ。2020 年 3 月時点での日経 BP コンサルティングの調査では日本の 100 年企業は 3 万 3076 社にもものぼるとの事。

世界全体の創業 100 年企業数は 8 万 66 社。うち日本が占める割合は 41.3% で、200 年以上になると 65% とダントツの 1 位となる。

#### 【創業 100 年以上の企業数と比率】

		企業数	比率
1位	日本	33076	41.3%
2位	米国	19497	24.4%
3位	スウェーデン	13997	17.5%
4位	ドイツ	4947	6.2%
5位	英国	1861	2.3%
6位	イタリア	935	1.2%
7位	オーストリア	630	0.8%
8位	カナダ	519	0.6%
9位	オランダ	448	0.6%
10位	フィンランド	428	0.5%

## 【創業 200 年以上の企業数と比率】

		企業数	比率
1位	日本	1340	65.0%
2位	米国	239	11.6%
3位	ドイツ	201	9.8%
4位	英国	83	4.0%
5位	ロシア	41	2.0%
6位	オーストリア	31	1.5%
7位	オランダ	19	0.9%
8位	ポーランド	17	0.8%
9位	イタリア	16	0.8%
10位	スウェーデン	11	0.5%

※日経 BP コンサルティング「周年事業ラボ」より

## なぜ長寿企業が多いのか

諸説あるが、まず地理や時代背景では

- ・ 島国で他国からの支配を受けなかったこと
  - ・ 戦国の世を経て安定した江戸時代が 260 年続いたこと
- そして上記に加え、特異な日本文化が関係していると英国の経済紙フィナンシャルタイムズが分析している。

## 世界でも特異な日本の養子の捉え方

日本は米国と並ぶ「養子大国」で毎年数万件の養子縁組が成立していると言われている。しかし日米では養子縁組の捉え方が大きく違う様だ。米国では身寄りのない子供を引き取り里子として育てる、いわば「善行」の一環という捉え方だという。養子の年代は子供が多く、子のいない夫婦が養子を迎えるケースが主だ。

一方日本では成人を養子に迎えることが珍しくないそう。特に戦国の世では武士の家系で後継者がいないとき家名を存続するため、養子を取ることが行われていたが、現代においては事業存続のために養子を迎えるのだという。親としては血の繋がった子に家業を継いで貰いたいというのが自然な心情だろう。しかし長寿企業には、子が跡取りの器ではないと判断した場合、経営に優れた養子に継いでもらう決断をして存続してきたケースも多いという。

英語のことわざに「Shirtsleeves to shirtsleeves in three generation」というものがある。祖父の代で勤勉に稼ぎ、父が大きく育て、子の代で浪費する」と、富が三代以上続きにくいことを表し、世界各国にも似たようなことわざがある。

過去、フィナンシャルタイムズが「日本の同族経営の企業は婿養子が支えている」という記事を掲載したことがある。感情に左右されず、ビジネススキルという視点で跡取りを冷静に選択できる、そして家族として迎え入れることで、家族の絆により家業の基盤を強固に維持できる。『子は選べないが、養子は選べる』と。

一般的に家族経営の企業は長く続かないと言われているが、

日本には家族経営の老舗企業が非常に多く、しかも家族経営のほう収益が良い傾向にあるという。外部から受け入れる際に「家族として迎える」ことが重要なのだろう。

## 日本最古の企業は 1000 年以上の歴史

100 年 200 年でも凄いのだが、1 位の金剛組はなんと飛鳥時代（西暦 578 年）創業。聖徳太子が招聘した宮大工が創業した世界最古の企業であるとのこと。他にも 1000 年を超える歴史をもつ企業が並ぶ。経営危機に見舞われたこともあるが、今も続く老舗の中の老舗である。参考までに 2021 年に倒産した企業の平均寿命は 23.8 年（東京商工リサーチ調べ）となっている。

順位	企業名	創業 (西暦)	年数
1 位	金剛組 (木造建築工事業/大阪府)	578	1444
2 位	一般社団法人池坊華道会 (生花・茶道教授業/京都府)	587	1435
3 位	西山温泉慶雲館 (旅館・ホテル/山梨県)	705	1317
4 位	株古まん (旅館・ホテル/兵庫県)	717	1305
5 位	善吾楼 (旅館ホテル/石川県)	718	1304
6 位	株田中伊雅 (宗教用具製造業/京都府)	889	1133
7 位	株ホテル佐助 (旅館ホテル/宮城県)	1000	1022
8 位	株朱宮神仏具展 (宗教用具小売業/山梨県)	1024	998
9 位	株高半ホテル (旅館ホテル/新潟県)	1075	947
10 位	須藤本家株 (清酒製造業/茨城県)	1141	881

※東京商工リサーチ「全国老舗企業調査」より

## II 経費報告を電子化

### はじめに

2021 年 7 月と 9 月の News Letter で、今年の 1 月 1 日から施行された改正電子帳簿保存法について、その概要とシステムに関わる部分において Plaza-i でどのように対応しているのかをご紹介します。

その中で、スキャナ保存様式に必要な改竄防止用のタイムスタンプの付与については、「Plaza-i ではタイムスタンプの付与には対応しないため、外部サービスを利用する必要があります」とご説明しました。

今回、Plaza-i に添付したファイルを、タイムスタンプを付

与する外部サービスへ自動連携させる機能が新しく追加されたのでご紹介します。弊社では既に本機能を利用し、経費報告の電子化を実現しております。

### 3つの分類と保存要件

昨年のおさらいになりますが、電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく以下の3種類に区分されています。

- ①：電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）
- ②：スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）
- ③：電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）

経費報告では紙で受領した領収書が②に該当し、データとして保存する際に事後的に改竄されていないことの証明としてタイムスタンプの付与が必要になります。

### タイムスタンプの付与

前述の通り、Plaza-i 単体ではタイムスタンプを付与することは出来ないため、アマノ社の「e-timing EVIDENCE 3161 for PDF Auto」（以下、e-timing）との連携を行いました。e-timing では、監視フォルダと出力フォルダの2種類を指定し、監視フォルダにファイルが配置されると、そのファイルにタイムスタンプを付与したコピーを出力フォルダに自動生成する仕様になっています。

Plaza-i の経費報告では、経理承認時に経費報告書に添付しているファイルのうち、タイムスタンプを付与すべきものにユニークとなるファイル名を付し、前述の監視用フォルダにコピーします。さらに、同名のタイムスタンプ付きファイルが出力フォルダに自動生成されるため、そのファイルへのパスを Plaza-i に自動登録します。

これにより、経費報告書経理承認というアクションを起点に、タイムスタンプの付与、Plaza-i からタイムスタンプ月のファイルへのアクセスの確保を自動で行うことができます。

社員が経費報告書に添付したファイルを、Plaza-i がコピーしてタイムスタンプ付きのファイルを生成するため、e-timing で管理する監視フォルダ、出力フォルダに経理担当者しかアクセスできないように制限をしても、社員が添付ファイルを確認できなくなることはありません。

タイムスタンプを付与したファイルの検索、閲覧についてはUSR ユーティリティメニューの「伝票ファイル一覧照会」から行います。検索要件として必要な取引日（経費の発生日）、金額、取引先で各社員の経費報告書を横断検索することができます。

### その他の補助機能

社員が添付するファイルは Oracle のデータベースにその他の Plaza-i のデータと同じように保存することができます。添付したファイルを紛失したり、変更してしまってもデータベースに保存したファイルには影響ありません。

また、ファイル添付画面で添付ファイルの削除を禁止、改訂のみを許可することが可能です。ファイルを別のものに差し替えたとしても、元のファイルを消すことはできず、閲覧可能です。変更のログも記録するため、取引日と更新日を比較して乖離がある場合は不正が疑われる取引として検知することも可能です。

### おわりに

経費報告を電子帳簿保存法に対応させるにあたり、紙で受領した領収書の扱いは最大の関門でしたが、法律の改正による規制緩和、Plaza-i の機能追加と外部サービスとの連携によって実現することができました。弊社でも1月から今回ご紹介した機能で経費報告を行っております。社員が証憑を郵送する手間、経理担当者がわざわざ出社して経費報告書を印刷し証憑を貼付する手間を大幅に削減することができました。

本機能のご利用をお考えの場合は、Plaza-i バージョンアップの他、必要な手続きについて、弊社サポート担当者 03-5520-5330 内線 72 ([support@ba-net.co.jp](mailto:support@ba-net.co.jp)) または導入担当者にお問い合わせください。

## II Plaza-i 最新バージョン情報

2022年9月14日時点の最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせいたします。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.08.02

## II インボイス制度 法人税法上の取扱いの留意点

### はじめに

インボイス制度導入に伴い、インボイス発行事業者としての登録が令和3年10月1日から始まり、事業者様ごとに検討段階は様々かと思えます。買手の立場として免税事業者等となる取引先との取引を行う場合、会計・税務処理の検討が必要となります。そこで本稿では、もし取引先等が免税事業者等となることを選択した場合、買手の立場として法人税法上、留意すべき事項の一部をとりあげ解説します。インボイス制度の概要は、弊社ニュースレターで過去に紹介しておりますため、そちらをご参照ください。

### 経過措置期間の概要

#### ① 経過措置について

令和5年10月1日以降、免税事業者等からの課税仕入れについては原則として仕入税額控除を行うことができませんが、下記の図の通り一定期間に限り、免税事業者等からの課税仕入れでも、消費税額相当の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。経過措置期間において課税仕入れにかかる消費税額とみなされる金額は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、消費税相当額の80%が仕入税額控除額とみなされます。また、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは消費税相当額の50%が仕入税額控除とみなされます。

#### ② 経過措置期間中における留意点

経過措置期間中に免税事業者と取引を行った場合の法人税の所得計算上留意が必要な点は、消費税相当額の20%又は50%の額、つまり仕入税額控除の対象とならない額の取扱いです。当該仕入税額控除の対象とならない消費税相当額は、控除対象外消費税額として取り扱われず、取引の本体価額を構成します。



### 免税事業者等から償却資産を取得した場合

#### ① 償却資産の取得価額の取扱い

経過措置期間中に免税事業者等から償却資産を取得した場合には、インボイス制度導入前の税抜金額に仕入税額控除の対象とならない消費税相当額（20%又は50%の額）を含めた金額を償却資産の取得価額として取扱い、法人税の所得金額の計算を行うことになります。

#### ② 減価償却超過額が発生するケース

仕入税額控除の対象とならない消費税相当額（20%又は50%の額）の全額を仮払消費税等として処理し、決算時に雑損失として経理している場合、この雑損失の額は、税務上償却資産の取得価額に算入すべきものとなります。当該雑損失の額は、「償却費として損金経理をした金額」として取扱い、計算の結果、減価償却限度額を超える部分の金額は、減価償却超過額となり、所得金額に加算する必要がある点に留意が必要です。

#### ③ 資産にかかる控除対象外消費税等

仕入税額として控除できる消費税相当額（80%又は50%の

額）のうち、控除対象外消費税額等の計算の結果として仕入税額控除ができない金額（80%又は50%の消費税相当額を基礎として計算した結果、仕入税額控除ができない金額）を「資産に係る控除対象外消費税額等※」として取扱い、所得金額の計算を行わなければなりません。

※資産に係る控除対象外消費税額等のうち、下記の3要件を満たす場合は、控除対象外消費税額等を「繰延消費税額等」として資産計上し、5年以上の期間で償却を行います。

1. その年の課税売上割合が80%未満であること
2. 固定資産に係る控除対象外消費税額等であること
3. 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円以上であること

### 交際費等の取扱い

#### ① 交際費等の概要

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

また、飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用は、交際費等から除かれます。

#### ② 交際費等の金額判定の留意点

現行、税抜経理を採用している法人が得意先に対する接待等の目的で飲食に要した費用を支出した場合、当該金額が1人当たり5,000円以下であるか金額基準での判定を行います。そこで経過措置期間中に免税事業者等である飲食店で接待等を行った場合、1人当たり5,000円以下であるかの金額基準の判定は、仕入税額控除の対象とならない消費税相当額（20%又は50%の額）を飲食のために要した費用の額に算入した後の金額で行います。

#### ③ 交際費等に係る控除対象外消費税額等

課税期間中の課税売上高が5億円超、または、課税売上割合が95%未満である場合、交際費等についても控除対象外消費税額等が発生します。この場合、インボイス制度導入前の税抜金額に仕入税額控除の対象とならない消費税相当額（20%又は50%の額）を含めた金額が消費税抜きの交際費等の額となります。また、控除対象外消費税額等となる金額は、消費税額のうち仕入税額控除の対象とみなされる金額（80%又は50%相当額）をもとに計算をする必要があります。留意が必要です。

### おわりに

免税事業者等との取引の検討をおこなっていく中で、法人税法上の取扱いにも留意する必要があります。今後、取引先等へインボイス発行事業者としての登録状況の確認を行いつつ、インボイス制度導入後の免税事業者等との取引について法人税法上の取扱いをふまえて経理処理等についても慎重なご検討を行っていただければと思います。

## II 国境を越えたりリモートワークの源泉徴収

### はじめに

近年、新型コロナウイルスにより働き方が大きく変わりました。特に、海外への渡航制限から、国境を越えたりリモートワークをする人も多くなりました。その際、頭を悩ませるのは源泉所得税の徴収についてです。

今回は国境を越えたりリモートワークの源泉徴収について解説いたします。

### 判定のポイント

#### ■源泉徴収を考える上での2つポイント

- ① 従業員が『居住者』or『非居住者』
  - ② 給与支払者が『日本の会社』or『海外の会社』
- ①については、『居住者』か『非居住者』かにより、課税される所得の範囲が異なります。従業員の給与のうちどのようなものが、日本での課税に該当するかを判定する際に重要になってきます。
- ②については、給与支払者が『日本の会社』か『海外の会社』かにより、会社が源泉所得税を徴収するかが異なります。支払う場所も判定する上で重要になってきます。

#### ■①従業員が『居住者』or『非居住者』

それぞれの定義と課税所得の範囲は下記の通りです。

##### ・居住者と非居住者の定義

居住者	次のいずれかに該当する個人 ・日本国内に住所を有する者 ・日本国内に現在まで引き続き1年以上居所を有する者
非居住者	居住者以外の個人

##### ・居住者と非居住者の課税所得の範囲

居住者	全世界所得（国内及び国外において生じた全ての所得）
非居住者	国内源泉所得（国内での勤務による給与等）

居住者は全世界所得であるため、海外に勤務して、海外の仕事をしていても課税所得が発生します。つまり、どんな時でも日本での納税はあります。

非居住者は国内源泉所得に限定されていますので、主に日本での勤務による所得に対して課税が発生します。

#### ■②給与支払者が『日本の会社』or『海外の会社』

##### (ア) 給与支払者が日本の会社（国内で支払）

所得税法では、居住者に対し国内において給与等の支払をする者は源泉徴収をします。日本の会社が居住者に給与を支払う場合は、源泉徴収が必要になります。

非居住者に対しては、国内において国内源泉所得の支払をする者は、源泉徴収をします。日本の会社が非居住者に給与を支払う場合、日本での勤務による給与（国内源泉所得）に対して源泉徴収を行い、海外での勤務による給与に対しては源泉徴収が不要となります。

##### (イ) 給与支払者が海外の会社（国外で支払）

リモートワークで日本の業務を行っていたとしても、海外

で勤務している場合には、海外の会社からの給与の支払いは源泉徴収が不要です。

日本での勤務による給与（国内源泉所得）の支払が海外で行われた場合には、原則として源泉徴収は不要です。ただし、その支払者が国内に事務所等を有するときは、その支払者が国内源泉所得を国内において支払ったものとみなして源泉徴収をする必要があります。

### 図表で確認

#### ■日本で勤務し、リモートワークで海外の業務を行う場合

区分	支払区分	源泉徴収の有無
居住者	日本の会社から支払	○(*1)
	海外の会社から支払	×(*2)
非居住者	日本の会社から支払	○(*3)
	海外の会社から支払	×(*4、5)

- \*1: 税額表に応じた源泉徴収・年末調整を行います。
- \*2: 会社の源泉徴収は不要ですが、従業員の方が確定申告をする必要があります。
- \*3: 20.42%で源泉徴収を行います。
- \*4: 海外の会社が国内に事務所等を有するときは源泉徴収する可能性があります。
- \*5: 従業員の方が確定申告をする必要があります。  
日本滞在期間等が183日以内等の短期滞在者免税の要件を満たせば課税の必要がないことがあります。

#### ■海外で勤務し、リモートワークで日本の業務を行う場合

区分	支払区分	源泉徴収の有無
居住者	日本の会社から支払	○(*6)
	海外の会社から支払	×(*7)
非居住者	日本の会社から支払	×(*8)
	海外の会社から支払	×

- \*6: 税額表に応じた源泉徴収・年末調整を行います。
- \*7: 会社の源泉徴収は不要ですが、従業員の方が確定申告をする必要があります。
- \*8: 日本の法人の役員として海外で勤務する場合、20.42%の源泉徴収が必要になることがあります。

### おわりに

国境を越えたりリモートワークの源泉徴収は非常に複雑です。短期滞在者免税については国内法のみならず、租税条約の確認も必要になってきます。実際に給与の支給が決定した場合は条件を整理し、税理士等への相談を推奨します。